

東京農大経営者会議会則

第1章 総則

(名称)

第1条 会の名称は、東京農大経営者会議と称する。

(目的)

第2条 東京農大経営者会議は、東京農業大学及び東京農業大学短期大学部の卒業生で企業などを経営している経営者で構成し、経営者のネットワーク作り、異業種交流、各地域圏交流等を行い、経営者フォーラムの経営者大賞・経営者賞候補者の推薦等を行うことを通じて、母校の発展に寄与するものとする。

(事務局)

第3条 事務局は、東京農業大学校友会事務局内に置く。

- (1) 校友会事務局長は、事務局長とする。
- (2) 事務局員は、事務局長の命を受け事務を行う。

第2章 会員及び組織

(会員の資格)

第4条 会員は次の定める者とする。

- (1) 会員は第2条に定める者とする。
- (2) 会員は農大経営者フォーラムで受賞した者とする。
- (3) 会員は校友から推薦された経営者を三役会で審議し、決定した者とする。

(役員)

第5条 役員は、次のもので構成する。

- (1) 会長1名、副会長10名以内、理事30名以内とし、監事3名、事務局長1名とする。なお、会長及び副会長は互選として、役員の中から選ばれるものとする。
- (2) 役員とは、会長、副会長、監事、理事、名誉顧問、相談役そして事務局長とする。
- (3) 役員任期は、2年間とし、再任は妨げないが、会長及び副会長は異業種交流会活性化のため2期までとする。
- (4) 役員任期中に本来の身分が役職定年等により変更となった場合は、残任期間までとする。会員については、その限りではない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、以下のとおりとする。

- (1) 会長は、東京農大経営者会議を代表し、役員会開催時には、必ず1名議長を指名して会を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在あるいは事故の時にはその職務を代行する。
- (3) 理事は会長及び副会長から諮問された事項について審議する。
- (4) 監事は、この会の財産の状況及び会務の執行状況について監査する。
- (5) 事務局長は、会務の事務を掌握する。

(総会)

第7条 総会は、年に一度開催し、役員の過半数をもって成立し、以下のことを審議・決定する。

- (1) 役員を選任
- (2) 事業計画
- (3) 会計報告
- (4) その他重要な報告

(三役会)

第8条 三役会は、会長、副会長、監事で構成し、会の諸事項を協議決定する。

第3章 会計等

(入会金及び会費)

第9条 入会金3万円、年会費1万円とし、年会費は入会した年度から納入する。

(資格の喪失、除名)

第10条 年会費の未納が2年に及ぶときには、資格を失う。未納の時には事務局が確認を行う。

(その他)

第11条 会員は、ボランティア精神を持って望み、会にかかわる交通費、宿泊費、飲食費等は自費とする。

(会計年度)

第12条 会計年度は、12月1日から翌年11月30日までとする。

第4章 雑則

第13条 ここに定めのない事項については、役員会で協議し、決定し総会で報告する。

この申し合わせは、平成29年11月24日から実施する。

改正 平成14年12月6日

改正 平成15年12月5日

改正 平成17年12月2日

改正 平成19年12月7日

改正 平成20年4月2日

改正 平成25年11月29日

改正 平成27年11月29日

改正 平成29年11月24日